疑義申立て制度の手続きの流れ

「大磯町工事請負契約の入札に係る積算疑義申立手続に関する試行要領」に基づき、落札保留期間の手続きを次のとおりとします。

開札

※開札後、疑義申立て期間は「調査必要・保持保留」として落札者を留保する

↓

疑義申立期間

※入札の保留通知書の通知時から開札日の翌日の指定する時間まで

↓

設計に疑義がある場合

設計に疑義がない場合

↓

設計書の閲覧 【対象者：**当該入札で入札書を提出した者**】

金額入り設計書閲覧請求書を提出（第　号様式）するとともに

①会社の身分証明書、社名の入った健康保険証等を提示

②自社で積算したことが分かる「入札額内訳書」又は「見積明細書」の提出

↓

設計の積算に誤りの疑いがある場合

設計の積算に誤りの疑いがない場合

↓

疑義申立て 【対象者：**設計書の閲覧を行った者**】

積算疑義申立て書を提出（第　号様式）するとともに

①会社の身分証明書、社名の入った健康保険証等を提示

②工事内訳書（町が指定した設計書に入札金額と一致するように個々の内訳を記載したもの）の提出

回答完了まで落札通知を保留

※積算疑義として取り扱わないもの

〇単価が複数想定できる等、積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行い確認すべきもの

〇積算疑義が具体的でないもの

〇積算疑義が特定できないもの

〇積算図書等で確認できるもの

〇積算システムに起因するもの

〇その他、当該入札に直接関係ないもの

↓

疑義申立ての回答

※疑義申立ての結果の取扱いを決定

↓

入札無効

設計書に誤りがあった場合で、次に該当すること

・落札候補者に変更が生じる場合

・落札候補者に変更が生じない場合で、落札候補者が契約を望まない場合

入札有効

設計書に誤りがあった場合でも、落札候補者に変更が生じない場合で、落札候補者が契約を望む場合

↓

再度公告入札

落札決定